



世良 将生 議員

Q 老朽化する下水道管による町道の安全性は

A 技術担当部長 かんきょ
対策が必要な管渠の43.6%の改築更新工事を行っている。

【Q1】
今年の5月に第三小学校・正門前の町道で起きた道路陥没の原因は。

【A1】
熊野団地には、雨水を集めて流下させる下水道のような管が造成当時に整備されている。この誘導する管が経年の劣化により破損し、地中の土を洗い出し徐々に空洞が広がり表面に現れたものと考えている。

【Q2】
現在熊野町では、このような道路の異常について、どのように把握しているのか。

【A2】
日常業務によるパトロールや職員の通勤時等に異常確認をお願いしている。また住民通報や郵便配達の際に異常があれば通報する協

定を町内郵便局と締結し、把握に努めている。

【Q3】
電話帳には熊野町役場・総合案内-休日・夜間と記載があり、24時間対応になっている。ただ熊野町のホームページには記載が無いので改善すべきでは。

【A3】
ホームページには、夜間・休日の対応についての記載がないので、関係部局と調整をして改善していく。



片川 学 議員

Q 地方自治の根幹、住民福祉の向上・増進、当町は

A 町長
地域行政を自主的・総合的に実施、住民満足を高める。

【Q1】
喫緊課題、教育施設空調発議後、普通教室全て整備済、特別教室・体育館・社会教育施設整備は。視察実施後、提案要望し無検討だが、議員軽視か。

【A1】
予算を考慮し使用実績・優先順位に応じ順次設置し今後必要なところに整備して参りたい。

【Q2】
町民体育館設置管理条例が利用状況に適していない。空調の利用を閉館時間の21時30分まで延長するよう条例改正すべき。

今年7月に要望したがなされていない。予算はかからない早期改正を。

【A2】
昨今の異常気象は承知している。利用状況・

利用者の利便性を鑑み実施に向け取組中。

【Q3】
異常気象を鑑み一斉清掃の時期・川掃除の有無、河川管理は行政である。町民への責任・安全・安心を無考慮、公衛協に責任転嫁、一度は町長責任で徹底し、町民を守ると発言した。一転して町長は無力、当町は農業地域、何年も地道に検討中等々、ボランティア心に甘え擦り逃げし、町民は行政の下請けか。何も検討・前進無し、一斉清掃は否定しないが、住民福祉の向上・増進はどこに。町民不在の独裁政治である。町民付託を受けたリーダーシップは。

【A4】
コミュニティづくりに重要行事である。河川等公共管理は町の責任であり、町が行うには膨大な予算が必要で対応する町内業者もいない。

Q 令和8年度から「こども誰でも通園制度」が始まる。その概要は

A 町長
生後6か月から3才未満のこどもが時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度である。

【Q1】
開始に向けた課題・準備状況は。

【A1】
現在は定員を超えて児童を受け入れている状況で、施設に余裕がないことと、各園で保育士の確保が困難な状況となっている。

【Q2】
その解決策は。

【A2】
保育施設の整備等の協力を得ながら、対応できる保育所等から実施する。また、保育士は現状は足りているが、延長保育等、保育士の負担が増しており、この現状を解消できるよう検討していく。

【Q3】
この制度が導入されるとどれくらいの利用

者を考えているか。

【A3】
試行段階の市町の利用状況を参考にすると一日あたり13人が毎日利用すると見込む。

【Q4】
どのような保育形態を考えているか。

【A4】
保育士・入園児の人数などを鑑み「在園児合同」保育を想定しているが、スタート時から全ての保育所等での導入は難しいと現時点では考えている。

【Q5】
利用料金・利用時間は。

【A5】
1時間300円で1か月10時間までとなっている。



中島 数宜 議員

Q シニアカーの利用者が増加傾向にある。現状は

A 健康福祉部長
介護保険サービスを利用し、15名程度が移動手段として利用されている。



【Q1】
安全確保はどのように取り組んでいるか。

【A1】
シニアカーは歩行者扱いとなり、歩道を走行することになっているが、町内の歩道は狭い等により走行が困難な箇所が多いことは認識している。そのため、ケアマネージャーが安全に必要なケアプランを作成し、レンタル業者が数回安全指導等に取り組んでいる。また、定期的に自宅を訪問し、利用状況の確認や清掃、点検等を行っている。

【Q2】
運転技術の低下等により運転免許返納される方が増えている。購入にあたっては補助金を適用している市町がある。本町は適用する考えは。

【A2】
シニアカーの利用及び購入にかかる経費の補助については他市町の実施状況を確認するなどして、研究していく。

【Q3】
シニアカーのレンタルができる対象者及びレンタル料金は。

【A3】
要介護2～5の方は福祉用具としてレンタルすることが可能。なお、要介護1以下の方がレンタルを希望する場合は医師などの意見書が必要及び、担当者会議で利用を協議する必要がある。またレンタル料金は介護保険負担割合により自己負担額が変わるが月々2千円～8千円程度である。